

第2号様式の3

令和2年度第1回・第2回法務省総合評価委員会審議概要

開催日及び場所	令和2年10月26日（金）16：30～17：30 法務省共用会議室3（大臣官房施設課旧入札室） 令和2年10月28日（水）15：00～16：00 金沢工業大学・東京事務所 令和2年10月30日（金）15：00～16：00 工学院大学		
委員	角田 茂（大学参事）※委員長 只木 誠（大学教授） 遠藤 和義（大学教授）		
審議対象期間	第1回 令和元年12月1日から令和2年3月31日まで		
【工事】		（備考）	
抽出対象案件	総件数 9件		
類 型	技術提案評価型 S型		7件
	施工能力評価型 I型		2件
	施工能力評価型 II型（一般タイプ）		0件
	施工能力評価型 II型（小規模タイプ）		0件
	【業務】		
抽出対象案件	総件数 6件		
類 型	標準型		0件
	簡易型		6件
委員からの意見・ 質問，それに対する 回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	具申又は勧告	回 答	
	なし	なし	

開催日及び場所	同上		
委員	同上		
審議対象期間	第2回 令和2年4月1日から令和2年7月31日まで		
【工事】		(備考)	
抽出対象案件	総件数 1件		
類 型	技術提案評価型 S型	0件	
	施工能力評価型 I型	1件	
	施工能力評価型 II型(一般タイプ)	0件	
	施工能力評価型 II型(小規模タイプ)	0件	
	【業務】		(備考)
	抽出対象案件	総件数 15件	
類 型	標準型	0件	
	簡易型	15件	
委員からの意見・ 質問，それに対する 回答等	意見・質問	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	具申又は勧告	回答	
	なし	なし	

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，第1回及び第2回の合同審議とし，持ち回り開催とした。

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 総合評価落札方式の実施状況について 総合評価の案件において、新型コロナウイルス感染症の影響はあったか。</p> <p>2 抽出案件について (1) 福岡刑務所職業訓練棟 B 等新営（建築） 工事【技術提案評価型 S 型】[第 1 回] 入札手続において、配置予定技術者の余裕期間は、どの案件でも設定するものか。</p> <p>開札の方法において、随意契約に移行する可能性がある旨の付記があるが、どのような理由によるものか。</p> <p>技術提案書の評価は、3 人の評価委員が行うのか。</p> <p>評価委員 3 人のうち 1 人が欠席となっているが、問題ないのか。</p> <p>評価委員の 3 人が、それぞれどのような評価をしたかが分かる資料はあるか。</p> <p>3 人の評価委員のうちで特定の人の意見が優先されるということはないのか。</p>	<p>結果として、大きな影響はなかった。</p> <p>本案件は、令和元年度末の入札が予定されていたため、配置予定技術者を確保しやすくし、入札への参加が容易になるよう、余裕期間を設定したものである。</p> <p>本案件は、複数年の国債を前提とする工事であり、国債の初年度となる令和元年度中に契約を締結しなければいけないという予算上の制約があった。</p> <p>不落となった場合には、再度の入札手続を実施する期間が確保できなくなることから、それを回避するためである。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>会議形式で行う技術審査会及び総合審査会の当日に欠席となったものであるが、評価自体は事前に 3 人で行っている。</p> <p>3 人が個別に評価するのではなく、評価委員 3 人の合議で評価を行うものである。提案された技術内容が、標準的なものよりも優位かどうかで採用か不採用かの判断を行うものである。</p> <p>評価委員が評価を行った上で、技術審査会で改めて評価委員の評価軸がぶれていないか等を客観的に確認している。</p>

総合評価方式の加点について、参加業者から得点の配分に関する意見は出ていないのか。

業者からは、配点に関する意見は出ていないものと承知している。

(2) 令和元年度熊本刑務所職員宿舍等実施設計業務【簡易型（短縮）】[第1回]

本案件では、低入札価格調査は行っているのか。

調査基準価格を下回った入札であったため、低入札価格調査を行っている。

低入札価格調査の結果資料はないのか。

入札手続とは別手続であり、総合評価委員会の資料には含まれていない。

なお、具体的な調査においては、保証会社等へのヒアリングのほか財務状況の確認等を行った上で、適切な業務の履行が可能であると判断し、落札者として決定している。

(3) 令和2年度長野刑務所収容棟等実施設計業務【簡易型（短縮）】[第2回]

この落札者について、適切な業務の履行が可能であると判断した理由は何か。

法務省案件の実績を多く有しており、ベテランの設計者を活用することで効率的に業務を実施できるとのことから、低入札ではあるが、適切に履行できると判断した。

この落札者は、法務省案件では、頻りに低入札価格調査の対象になっている業者か。

低入札価格調査の対象となることはあるが、頻りに調査対象となっているわけではない。

全て電子入札で行われているのか。

紙入札も認めているところ、本案件では、落札者のほか2者が紙で入札している。

落札者に、電子入札をしないの理由を聞いているのか。

特に理由を聞いてはいないが、工事と業務の入札においては、電子入札の割合が高く、本省案件では8割以上であるところ、機会を捉えて更に電子入札の利用を促進していきたい。

今までに協力会社が重複して失格となった事例はあるのか。

今回の事案が本省では初めてのものである。

<p>競争参加資格で協力会社への罰則はないのか。</p>	<p>参加申請した元請業者が失格となるだけであり、協力会社には罰則はない。</p>
<p>同じ理由で失格となる事例が再度生じるようならば、注意事項のようなものを作成して、周知すべきではないか。</p>	<p>競争参加資格の要件として、入札説明書に記載している。基本的には参加申請してくる元請業者が、協力会社に周知すべきものと認識している。</p>